

長岡市木造住宅耐震改修工事費等助成金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、長岡市木造住宅耐震改修工事費等助成金交付要綱（以下「要綱」という。）を円滑に施行するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、要綱に定めるところによる。

(防災ベッド等の要件)

第3条 要綱第2条第4号イ中の「公的機関の認定を受けた防災ベッド又は耐震シェルター等の器具又は装置」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 東京都が「安価で信頼できる木造住宅の耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定しているもの。

イ その他市長が認める公的機関が選定したもの。

(所有者に準ずるものの要件)

第4条 要綱第4条第1項に規定する助成対象者に準ずる者とは次のいずれかに該当する者をいう。

ア 木造住宅の所有者の2親等以内の親族で、所有者の承諾を得た者

イ その他市長が認めた者

2 前項に規定する者は、要綱第8条に規定する申請の際に別記第1号様式を市長に提出しなければならない。

(交付申請に必要な書類)

第5条 要綱第8条に規定する申請は、別表第1に掲げる書類を添えて別記第2号様式により行うものとする。

2 要綱第8条第2項に規定する通知は、別記第3号様式により行うものとする。

(中止・変更申請に必要な書類)

第6条 要綱第9条に規定する申請（軽微な変更を除く）は、別表第2に掲げる書類を添えて別記第4号様式により行うものとする。

2 要綱第9条第2項に規定する通知は、別記第5号様式により行うものとする。

(実績報告に必要な書類)

第7条 要綱第11条に規定する報告は、別表第3に掲げる書類を添えて別記第6号様式により行うものとする。

2 要綱第11条第2項に規定する通知は、別記第7号様式により行うものとする。

(助成金の請求)

第8条 要綱第12条に規定する請求は、別記第8号様式により行うものとする。

(決定の取消し)

第9条 要綱第13条第2項に規定する通知は、別記第9号様式により行うものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

対象工事	添付書類
木造住宅の耐震改修工事	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> ア 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 イ 住宅の登記簿謄本 ウ 住宅の固定資産税の課税証明書 エ アからウまでに掲げるもののほか、住宅の所有者及び建築年を証明する書類 2 承諾書（申請者が当該住宅の所有者と異なる場合） 3 住宅改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> ア 付近見取図 イ 耐震診断報告書 （現状及び補強計画における上部構造評点を精密診断法により計算したもの） ウ 改修計画案の平面図 4 耐震改修工事費見積書の写し 5 その他、市長が必要と認める書類
木造住宅の部分補強工事等	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> ア 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 イ 住宅の登記簿謄本 ウ 住宅の固定資産税の課税証明書 エ アからウまでに掲げるもののほか、住宅の所有者及び建築年を証明する書類 2 承諾書（申請者が当該住宅の所有者と異なる場合） 3 住宅改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> ア 付近見取図 イ 改修計画案の平面図 ウ（要綱第2条第4号アに規定する工事を行う場合）耐震診断報告書 （現状及び補強計画における上部構造評点を精密診断法により計算したもの） （要綱第2条第4号イに規定する工事を行う場合）第3条に該当する器具・装置であることが確認できる書類の写し及び耐震診断報告書（一般診断法による上部構造評点が確認できる部分の写し） 4 部分補強工事費見積書の写し 5 高齢者又は障害者であることを証明する書類で、次のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> ア 住民票 イ 身体障害者手帳 6 その他、市長が必要と認める書類

別表第 2 (第 6 条関係)

対象工事	添付書類
木造住宅の耐震改修工事	1 変更箇所が確認できる平面図 2 変更後の耐震改修工事費見積書の写し 3 その他、市長が必要と認める書類
木造住宅の部分補強工事等	1 変更箇所が確認できる平面図 2 変更後の部分補強工事費等見積書の写し 3 その他、市長が必要と認める書類

別表第 3 (第 7 条関係)

対象工事	添付書類
木造住宅の耐震改修工事	1 工事後の耐震診断報告書（精密診断法）の写し 2 工事監理者が工事中の内容を確認した監理状況報告書 3 工事監理者の立合状況のカラー写真 4 工事の箇所別の工事中及び工事後のカラー写真 5 耐震改修工事請負契約書の写し 6 工事に係る工事代金領収書の写し 7 その他、市長が必要と認める書類
木造住宅の部分補強工事等	1 工事後の耐震診断報告書（精密診断法）の写し （要綱第 2 条第 4 号イに規定する工事は除く） 2 工事監理者が工事中の内容を確認した監理状況報告書 （要綱第 2 条第 4 号イに規定する工事は除く） 3 工事監理者の立合状況のカラー写真 （要綱第 2 条第 4 号イに規定する工事は除く） 4 工事の箇所別の工事中及び工事後のカラー写真 5 部分補強工事請負契約書の写し 6 工事に係る工事代金領収書の写し 7 その他、市長が必要と認める書類